「那覇市営住宅条例」及び「那覇市営住宅条例施行規則」の

一部改正(概要)について

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課

1. 条例改正の目的及び意見募集について

那覇市における人口減少・少子化対策として、子育て世帯及び若者夫婦世帯に対する市営住宅を活用した 入居支援を行うため、那覇市営住宅条例(以下「条例」という。)及び那覇市営住宅条例施行規則(以下 「規則」という。)の一部改正を検討していますので、改正内容に対する皆様のご意見を募集します。

2. 主な改正内容

(1) 収入基準の緩和(条例第6条第2項、同第43条第2項)

市営住宅における通常の収入基準は、月収 15 万 8 千円(改良住宅(注 1)の場合は、月収 11 万 4 千円)を超えないことと定められていますが、条例で定められた特に居住の安定を図る必要がある世帯の場合は、月収 25 万 9 千円(改良住宅(注 1)の場合は、月収 15 万 8 千円)を超えないこととし、通常よりも収入基準が緩和されています。

- ① 子育て世帯の収入基準の緩和要件を「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」から「同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合」に改正することにより、より多くの子育て世帯に収入基準の緩和が受けられるよう対象範囲を拡大します。
- ② 入居者及びその配偶者(注 2)のみで市営住宅に入居する世帯であって、そのいずれもが 40 歳未満であり、かつ、婚姻後 2 年未満の世帯(以下「新婚若者世帯」という。)を新たに設け、その収入基準を通常よりも緩和するよう改正を行います。
 - ※注 1:改良住宅とは、「那覇市若狭市営住宅」及び「那覇市壺川東市営住宅」になります。
 - ※注2:配偶者は、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(注3)その他婚姻の予約者(注4)を含みます。
 - ※注3: 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、その旨が住民票に記載されている方、又は、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ 登録を受けている方等になります。
 - ※注4:婚姻の予約者の場合は、入居指定日までに婚姻届の提出が予定されている場合に限ります。

(2) 市内居住要件の緩和(条例第6条第1項)

市営住宅に入居することができる者の条件として「市内に住所を有し、又は勤務している者であること。」が定められていますが、新たに設ける新婚若者世帯については、この条件の対象外とします。

(3)優先的選考及び定期入居の適用(規則第3条の2、同第3条の3及び同第5条)

新たに設ける新婚若者世帯については、優先的に入居選考される世帯に位置付けます。この場合、市営

住宅の入居倍率が高い状況であることから、今後も多くの新婚若者世帯の入居機会を確保するため、10年間の定期入居(期限付き入居)とする改正を行います。

3. 参考資料

- (1) 那覇市営住宅条例(現行条文)
- (2) 那覇市営住宅条例施行規則(現行条文)